

平成 25 年 5 月

製品安全対策優良企業表彰『特別賞』の募集のご案内

製品安全対策優良企業表彰 事務局

経済産業省「製品安全対策優良企業表彰」事業では、製品安全の分野に関する活動を通じて、社会の製品安全文化の定着に寄与している組織を対象とした『特別賞』を新たに設立しました。製品の安全確保あるいはその支援に積極的に取り組んでいる団体または企業を『特別賞』として表彰しますので、対象の皆さまからのご応募をお待ちしております。

■募集対象

募集対象は、※消費生活用製品に関連した事業を行っている団体、または企業とします。

※「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます（消費生活用製品安全法第 2 条）。以下の製品は消費生活用製品から除外されます(消費生活用製品安全法別表)。
船舶、食品、食品添加物、洗剤、消火器具、毒物、劇物、自動車、オートバイ、容器、猟銃、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器 等

●「団体」とは、財団法人、社団法人、NPO 法人、学校法人、研究会、グループなどとなります。法人格の有無は問いません。例えば、食品のみを対象とした事業を行っている団体は、ご応募いただけません。団体の取り組みを以下に例示します。

活動の対象・関係者	団体の活動の例
企業	技術基準やガイドライン等の作成・発行、事故情報収集・分析、基準認証検査・試験 など
消費者	イベント等での教育・情報提供、製品事故・不具合情報の発信、トラブル相談受付・対応 など
企業・消費者	中立・公正な立場での紛争解決、商品検査、資格・検定制度運用 など
行政機関	政策情報の収集、政策への協力、行政への意見 など
他団体	関連する他団体との協力・連携体制構築、人材交流、情報・意見交換 など
教育・研究機関	安全技術や消費者動向等の共同研究、安全に関する講座開設 など
メディア	世論形成 など

●「企業」とは、消費生活用製品の部品・素材等を供給する事業者、消費生活用製品の加工、施工、配送を行う事業者、消費生活用製品に関する消費者の安全確保に資するサービスを提供する事業者などとなります。事業者の規模は問いません。消費生活用製品に関連しない事業者（例えば、産業用製品のみを取り扱っている事業者）は、ご応募いただけません。

■募集期間

平成 25 年 5 月 22 日（水）～平成 25 年 7 月 22 日（月）

■応募方法

「製品安全活動記述シート」ファイルを*ダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当該ファイルを下記の事務局メールアドレスに送信してください。

事務局メールアドレス：psa_info@ps-award.jp

* ファイルは右記の URL からダウンロードできます。<http://www.ps-award.jp/2-entry/p7.html>

■審査基準

事業者の製品安全対策は、次の「2つの視点」から評価します。具体的な内容については、「製品安全活動記述シート」をご覧ください。

視点1．製品の安全を確保・支援するための取り組み

視点2．製品安全文化構築への取り組み

■特別賞授与までの流れ

①応募	「製品安全活動記述シート」をご提出いただきます。	5月22日(水)～7月22日(月)
②審査	審査委員会にて「製品安全活動記述シート」による書類審査を行います。必要に応じて、追加のヒアリングや現地調査による審査も実施します。	8月～9月
③受賞企業の決定	②の審査を踏まえ、受賞団体を決定します。	10月
④表彰式	東京にて表彰式を行います。	11月22日(金)

以上